

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石 光伸 他265名

被告 国 他1名

準備書面（22）

〔被害論準備書面（9）ふるさと喪失の実態〕

平成27年3月12日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合 弘之
外

第1 福島第一原発事故がもたらした「ふるさと喪失」

- 1 避難者たちは、複数の要素からなる「ふるさと」に支えられ日常生活を送っていた。福島第一原発事故はこの「ふるさと」を破壊したが、「ふるさと」には事後的に回復が困難な要素が存在する。
- 2 たとえば、住居については、最小限の居住スペースとしての住居が避難先で回復可能な場合もある。しかし、福島第一原発事故の被害地域では、土地や家屋は先祖から引き継がれ、次の世代へと受け渡していくという意識が強い。たとえば、飯舘村で専業農家の後継者の道を選択した30歳代の男性は、次のように述べている。「自分の持っている土地っていうのは、自分の所有物じゃなくて、受け継いできたものなのです。金銭だけで扱えるものではないんです」、「東京の人には土地の所有は金銭の話だし、北海道の農家でもやっと三代ぐらいです。・・・『しょうがない、諦めればいい』って、そんなマンションを手放すのと違うよってことなんですけれど」（千葉悦子・松野光伸『飯舘村は負けないー土と人の未来のために』岩波新書、2012年、188・190頁）。

代々受け継がれる土地や家屋は、代わりのものを入手することが困難である。

- 3 そして、個別に所有された土地も、地域的に集積すると「景観」を構成し、「普遍的な価値」を有することになる。
- 4 また、コミュニティも地域に固有である。避難者がコミュニティから享受していた利益として、①生活費代替（コメ、野菜、飲料水、熱源の木材、冷外気などが自給される）、②相互扶助・共助・福祉（複数世代家族内、集落共同体内で互いに面倒をみあい、福祉的役割を果たす）、③行政代替・補完（旧村落から維持されてきた「区」等を中心とした清掃やまちづくりへの参加などで、集落の一体性という精神的安定と安心を維持してきた）、④人格発展（子どもの成長、隣近所や地域の交流、集会や祭りなどの行事などがある）、⑤環境保全・維持（水田や畑の利用と維持、里山の維持と管理は、個人的利益のみならず、集团的利益、公益的利益となっている）、の諸機能が挙げられる（甲F第45号証、淡路剛久「福島原発事故の損害賠償の法理をどう考えるか」『環境と公害』第43巻第2号、6頁）。

東京のような大都市では、地域における人間関係が希薄なため理解されにくいのが、被害地域における人々の暮らしは、さまざまな場面でコミュニティと深く関わっていた。たとえば、子育ても、各世帯内で完結するのではなく、地域のなかで行われていた。

こうしたコミュニティの機能は、被害地域のように人口の流動性が比較的 low、多世代が同居し、人間関係が継承されていくことによって保たれてきたものである。

- 5 このような「ふるさと」が、福島第一原発事故により、事後的に金銭をもって回復することができない被害を受けた。

たとえば、土地・建物の金銭賠償を受けたとしても、それは居住スペースのみの被害回復にとどまる。代々受け継がれる土地や家屋は、代わりのものを取得することはできない。また、景観も当然に回復することはできないもので

ある。

そして、コミュニティも回復することは不可能である。帰還を進めても、住民が入れ替わってしまえば、事故前のコミュニティは回復しない。慣れ親しんだコミュニティの喪失は、多くの避難者に精神的苦痛を生じさせている。

- 6 また、たとえ帰還しても「ふるさと喪失」被害がなくなるわけではない。まず、除染をしても事故前の空間線量に戻るわけではない。そして、事故前のコミュニティを元どおりに回復することはすでに不可能というのが現実である。そのため、帰還した人々も多くの点で喪失感を抱えながら暮らさなくてはならない。

したがって、「ふるさと喪失」は避難者だけの被害ではない。仮に帰還できても、元に戻らない「ふるさと」が存在するのである。除染や復興を進めても、日常生活を支える「ふるさと」の諸条件の回復には長期を要するか、回復が極めて困難と考えられる。そうであれば、帰還してもなお「ふるさと喪失」被害は継続すると考えるべきものである。

- 7 以下、飯舘村を例に「ふるさと喪失」被害の実態を説明する。

第2 飯舘村および被災者の生活の現状等（甲F第46号証「かえせ飯舘村」）

1 飯舘村のあらまし

(1) 概要

飯舘村は福島県の北東部、阿武隈山系の北部の高原に開けた村である。

村の総面積230平方キロメートルの約75%を山林が占めており、高原地帯の特有の冷涼な気候に加え、ヤマセが吹くことから、年平均気温10度、年間降水量1,300mm前後で、古くから冷害に悩まされてきた。そのため、冷害に強い農作物・畜産業に力を入れてきた。



(美しい飯館の田園風景 村のHP より)

飯館村の産業は、農業・畜産業が主である。冷害に強い農業として水稻に加え、畜産、葉たばこ、高原野菜など複合経営に取り組んだ。特に和牛（飯館牛）の振興を積極的に進めてきた。

2 飯館村民の生活

(1) 自然の恵み

飯館村では、農業者に限らず、生活の一部として、自家菜園で自らが食べる野菜を作り、山からは山菜・キノコといった恵みを得、これらを地域の人達と交換し合いながら、極めて豊かな生活を送っていた。そして、このような生活を未来に繋げようとしていた。

山の恵みは、家族で食べるには十分すぎるほどで、あたりまえのように、近所の家にお裾分けした。お裾分けされた家の者が山にいったときも同じようにし、こうして、山菜、キノコの時期は、季節の山菜・キノコが豊富に食卓にあがり続けた。また、山菜やキノコは、遠方で暮らす親族にも分けていた。飯館で生まれ、現在は都市で生活する者にとっては、実家から送られる季節の山菜・キノコは、故郷を懐かしく思い出させる味であった。

3 放射線量

飯舘村一帯において高い放射能汚染地帯が生じているという情報をもとに、京都大学原子炉実験所の今中哲二助教（以下、「今中助教」という。）らは、2011年3月下旬に飯舘村の放射能測定を実施している。今中助教らの測定値、土壌汚染密度のデータでは、揮発性が高いヨウ素131についてみても、1平方メートル当たり曲田で3266kBq、臼石で2388 kBqなど、非常に高い汚染レベルになっている（3月31日午前8時換算）。空間線量率も1.5～20 μ Sv/h以上であり（2011年3月29日時点）、決して人が普通に生活を営むような場所ではない。「今中の職場である京都大学の研究用原子炉では、20 μ Sv/h以上の場所は“高線量率区域”に指定され、放射線作業従事者であってもむやみに立ち入らないことになっているが、そのような放射線量率の場所に、人々が普通に暮らしているという不条理な光景が目の前に広がっていた。」のである（出典：『科学』Jun. 2011 Vol. 81 No. 6(0595)）。

4 原発事故後の飯舘村民の行動

（1）初動

飯舘村では、東日本大震災発生に伴い、3月11日から全村で停電となり、電話も水道も止まった。

多くの村民は、震災後の数日間は情報源が乏しく、地震や津波の被害状況や福島第一原発の水素爆発事故の事実も知らされずに、地震で被害に遭った家屋の修理や屋外での炊き出し作業などに従事していた。

また、飯舘村民の多くは、震災後まもなく、福島県の相馬市や南相馬市など沿岸地域から避難してきた親戚や知人（幼い乳幼児から大人、年寄りを含む）の避難者を受け入れていた。飯舘は原発から距離も離れているので、安全と考え、避難民の救援に村を挙げて当たっていたのである。

3月15日には、村役場のいちばん館前では最大放射線量44.7 μ Sv/hが計測され

ていたが、ほとんどの村民はこの数値を知らされておらず、また数値を聞いた者もその意味やどの程度の放射線量がどのように身体に与えるのかという情報・知識を持っていなかった。

3月15日には、蕨平地区を含む30キロ圏内に屋内避難指示が出されたものの、飯舘村が高線量地域であることを知らされていないため、屋内退避の必要性を理解できず、雨や雪により大量の放射性物質が舞い降りる中、屋外での作業を継続する者も多かった。

また、今中助教による試算では、この日、飯舘村南部の一部では約200 μ Sv/h、約5mSv/日の放射線量が計測されたとされている。

翌16日は、いちばん館前の放射線測定値が連日20 μ Sv/hを超していることについて、県では「健康に影響を与える数値ではない」と公表した。

(2) 水道水の汚染と内部被ばく

飯舘村の飲用水は、①簡易水道（沢水を濾過）、②沢水（沢水をそのまま集める）、③井戸水の3種類に分かれていた。このうち、①簡易水道は飯舘村が運営しているものであるが、もともとの水質が良いため、簡単な濾過装置を付けただけのものであった。②と③は、個人で設置しており、村は関与していない。

飯舘村民である菅野哲氏は、2011年3月15日に飯舘村が放射能汚染されたことを知った。菅野哲氏は、長年飯舘村役場に勤務しており、水道の状況についても熟知していたことから、飯舘村全村に放射能が降り注いだ可能性がある以上、井戸水はともかく沢水に放射性物質が入ってくる可能性は非常に高いと思った。そこで、飯舘村役場のかつての部下に対して、「放射能が降り注いだのだから、水道は止めるべきだ。村民には沢水を飲まないように徹底すべきだ。すぐ村長に連絡してくれ。」と助言した。

しかしながら、菅野哲氏の助言は、全く聞き入れられず、飯舘村では、その後も何らの措置も取らなかった。

その後、2011年3月20日になって、水道水から1リットルあたり965ベクレルの

放射性物質が計測された。飯舘村では、これを受けて、3月21日に簡易水道の運用を停止し、村民にも沢水を飲まないように注意がされ、ペットボトルが配布されるようになった。

(3) 放射能の「専門家」の講演を聞いて、飯舘村に留まった者がいる

原発事故から10日余りが経った3月25日、高村昇・長崎大学院教授が福島県放射線健康リスク管理アドバイザーとして村を訪れ講演した。約300人の村民が集まり、「これからも安心して村で暮らしていけるのか」と質問したのに対し、高村教授は「医学的には注意事項を守れば健康に害なく村で生活していただけます」と答えている（3月30日発行の飯舘村広報紙）。

3月31日には、経済産業省原子力安全・保安院が「独自に放射線による被ばく量を試算した結果、内閣府原子力安全委員会の避難基準の約半分にとどまった」ことを明らかにして「直ちに避難する必要はない」と公表した（報道各社）。

また、4月1日には、高村教授とともに福島県放射線健康リスク管理アドバイザーに就任した山下俊一教授が、飯舘村を訪れて村議会議員と村職員を対象に非公開の講演を行った。そこで「今の濃度であれば、放射能に汚染された水や食べものを1ヵ月くらい食べたり、飲んだりしても健康には全く影響はありません」などと発言したとされる。

これら「専門家」の講演は、直接に聴いた村民のみならず、間接的に講演内容を聞いた村民も少なからずおり、村民の避難に関する判断に与えた影響は大きい。

当初、栃木県鹿沼市や福島市の飯坂温泉などに避難しつつ、安全であるという高村教授、山下教授らの講演を聴いた家族から知人の意見で、高線量の飯舘村に戻った人たちもいるのである。

また、一部の区長など責任を負った人たちは、一刻も早い避難が必要だと考えながら、国、県、村の明確な判断がなされず、区長等としての責任を感じて、危険だと思われる場所にほとんど最後まで残留した。伊丹沢区長を務めていた杉

浦光一氏もその一人である。杉浦氏は、区長会で飯舘村の放射線量が高いという情報を聞いていたものの、村長が屋内退避で十分だと強調し、また国や県からも1か月間も避難指示が出なかったため、避難せずに高線量の飯舘村に残った。

5 初期外部被ばくの調査結果

この点、2013年に調査され、2014年1月に公表された飯舘村初期被曝評価プロジェクト（今中助教ら）のレポートによると、次のとおり報告されている。

「初期外部被曝量の分布

聞き取り調査からは、それぞれの方が毎日どこにおられたのかという情報が得られました。そうした居所情報と、これまでの私たちの放射能汚染調査結果を組み合わせて、飯舘村に滞在されていた時の日々の外部被曝量を計算し、放射能汚染が生じた2011年3月15日から7月31日までの積算値を『初期外部被曝量』としました。図3は、情報が得られた1,812人の方の初期被曝量の分布です。平均値は7.0ミリシーベルトで、最大値は60歳代男性の23.5ミリシーベルトでした。ただし、この値には飯舘村以外の場所におられた際に受けられた被曝は含まれていません。飯舘村の方々3,102人を対象とする県民健康管理調査の値は平均3.6ミリシーベルトなので、私たちの見積もりはその約2倍に相当しています。」

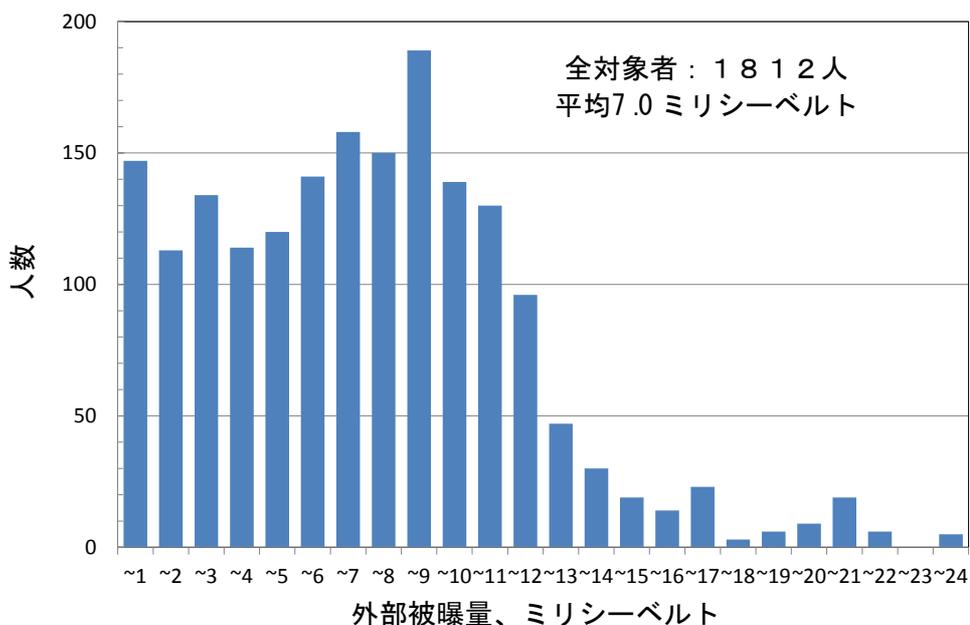


図3. 聞き取り対象者1812人の初期被曝量の分布.

また、飯館村に残留していた割合の推移は次のとおり報告されている。

「飯館村に残っていた方の割合の推移

聞き取りを進める中で、原発事故が起きた後いち早く避難された方が、いったん飯館村に戻られて、再び避難されたケースが多いのに気がつきました。その様子をグラフにしたものが図5です。3月21日を境目に多くの方が村に戻っておられます。戻られた理由としては、1避難先での生活が様々な意味で困難になった、2当局主催の放射能講演会で安心した、3村内の職場から帰村を要請された、などがありました。」

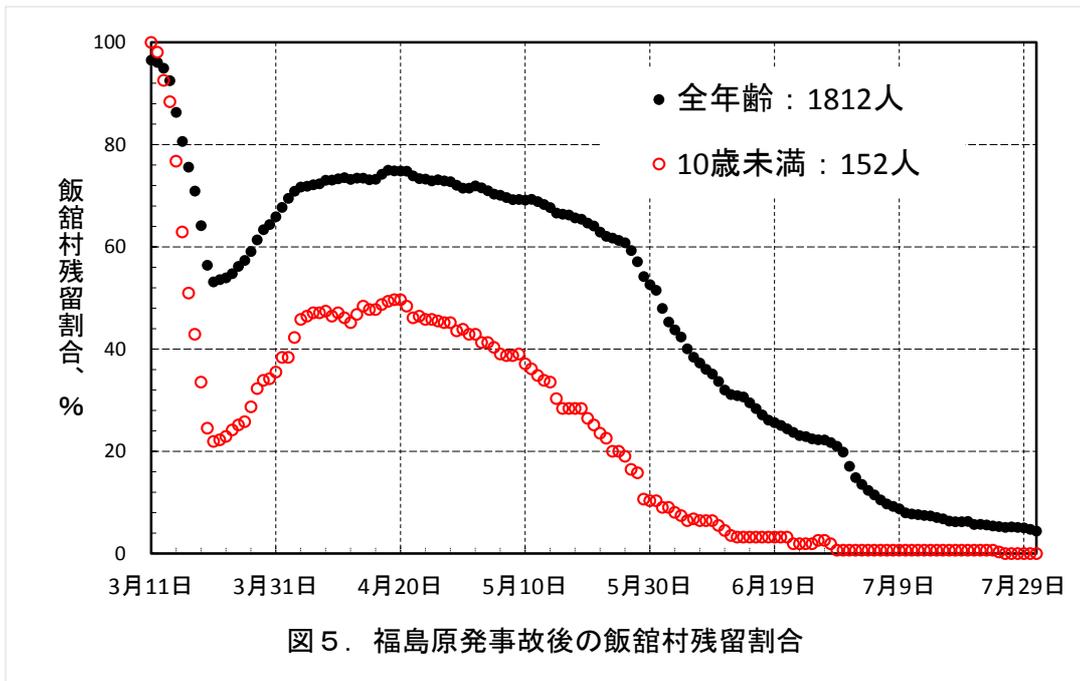


図5. 福島原発事故後の飯舘村残留割合

そして、当該調査結果について、レポートは次のようにまとめている。

「福島原発事故が起きてから計画的避難区域に指定され避難されるまでの飯舘村の方々の初期被曝量を見積もるため、当時の行動や居所についての聞き取り調査を実施し、村民の約3割にあたる1,812人の情報を得ることができました。その情報を基に2011年7月31日までの外部被曝量を見積もると、平均で7.0ミリシーベルト、最大で23.5ミリシーベルトという結果が得られました。こうした被曝量の意味については、添付の解説資料『飯舘村の初期外部被曝をどう考えるか』をご参照願います(なお、今回の被曝量の見積りは外部被曝についてのみで、内部被曝については今後の検討課題です。)」

このように、避難を継続していれば避けられた初期被ばくが、人為的な帰還政策によって増えていること、とりわけ子どもたちにそのような例が多いことは、飯舘村民の心に将来の子どもたちの健康への深刻な不安を与えている。

6 コミュニティの崩壊

飯舘村においては、現在も、診療所・学校・スーパーは閉鎖されたままである。すなわち、飯舘村においては、医療・教育が行われておらず、食品・日用品等の調達も不能である。警察・消防・役場・商店等々、必要なインフラが元通りに戻るのか、まだ展望はない。何よりも、自然豊かな中で周囲の人々と助け合い、キノコや山菜や野菜等々といった自然の恵みを分けあつた豊かな生活は、回復不能である。



(楽しみにしていたキノコ狩りも、栽培していたキノコの出荷もできなくなった。悔し紛れに「毒入りきのこ 自由に食べて下さい」と書いて並べてある。2011年10月撮影：長谷川健一)

また家族との分離も必至である。「若い世代に戻ってきてもらい、飯舘村を再生してほしい」という希望を持つことを、高齢者世代はあきらめざるを得ない。自分たちが死ぬまでの間、暮れや盆であっても、都会に住んでいる孫達を迎えることもできない。子どもを遊ばせ一家団欒するという最大の楽しみも、絶対に戻ってこないのである。

年金生活を送る中で、自給自足の農業を行っていた者も多い。彼らにとっては、自足だけではなく、作った農作物を隣人や親族に分け合い、喜んでもらえるということが大きな喜びであったが、飯舘村の農産物が親族に歓迎される日が再び来るのか、希望はない。

たとえ飯舘村に戻ったとしても、もとの生活はすべて奪われている。ある避

難者は、このように述べる。

「仮に作付けしても、周りの人に喜んで食べてもらえないような気がする
るので、戻ったとしても、農業をやる気力が湧いてこない。仮に戻るとし
ても、もとのような自然と共に暮らす生活には戻りようがない。そのこと
が悔しく、辛い。」

「田畑・山の除染がなされずに安全に暮らせるのか不安だ。」

また、別の申立人は、このように述べる。

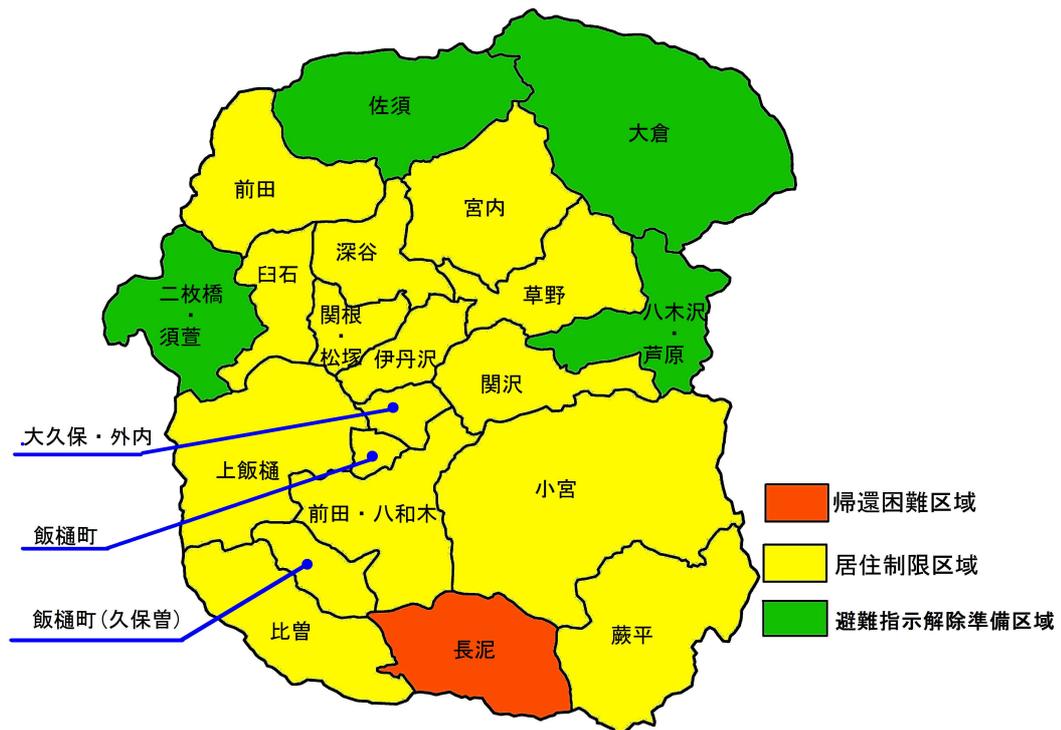
「農業を再開することは考えていない。子や孫に安心して作物を食べさ
せることはできないからだ。そのような野菜を苦勞して作れるわけがな
い。」

「飯館の村の行事などもできなくなってしまうのだろうか。本当に戻る
としても、それから先は茨の道だと覚悟している。」

7 長引く避難生活による心身への重大な影響

(1) 避難ストレスによる死亡

飯館村の避難区分は次の地図に示すとおりである。



避難生活が3年を超え、飯舘村民らの心身は、予想を超える重大な影響を受けている。その最たるものが避難の肉体的・精神的苦痛による死亡である。本件申立人の親族に関しても、約100人が避難中に死亡している。以下、典型的な例を詳述する。

ア 自死のケース

- ① 高橋吉光氏の母高橋マスイ氏は、本件事故当時 74 歳であり、高血圧及びくも膜下出血で 2 度手術したことはあったが、本件事故当時は回復しており、元気に田んぼを手伝ったり、家庭菜園をやったりと日常生活に支障なく、自動車の運転さえこなしていた。
- ② ところが、マスイ氏は、2011 年 8 月に川俣町の実姉宅に避難したところから徘徊をはじめ、松川第二仮設に入居してから一時的に緩和したかに見えたものの、2013 年 12 月頃には周辺住民から徘徊を指摘されるまでになった。認知症を発症したのである。
- ③ その後、福島市で高橋吉光氏ら家族との生活を開始するが、飯舘村を恋しがり強い望郷の念の中で認知症を重篤化させた。

このため、マスイ氏の孫である高橋里沙氏は、当時福島市内の介護施設に勤務していたが、退職してマスイ氏の介護にあたることにした。

マスイ氏はひたすら飯舘村を恋しがり「帰る帰る」と主張し、徘徊も重篤化。そのため行動を制限されたり止められたりすることが重なりストレスとなって、2014年6月20日に、自ら命を絶ってしまった。

イ 事故による避難で急速に健康を悪化させ、健康だった者が半年で死亡したケース

- ① 大内哲氏の母大内清子氏は、横須賀在住の長女のマンションに避難した。大内清子氏は、戦争中の原爆の被害を知っており、「(放射能で汚染された飯舘村のような) こんなおっかないところには、いたくない。」と言っていた。なお、大内清子氏は、避難時には健康上の問題は全くなかった。
- ② ところが、約2カ月後、長女から大内哲氏に対して「ばあちゃん(大内清子氏)の様子がおかしい」との連絡があり、大内哲氏が、横須賀まで迎えに行ってみると、すでに、大内清子氏は、迎えにきた息子である大内哲氏が誰だか分からないほどに認知症が進んでしまっていた。大内清子氏は、慣れない横須賀のマンションに避難中の2カ月間、周囲に知人もおらず、話し相手にも乏しい中で、認知症となり急激にその症状が進んでしまったものと考えられる。
- ③ 大内哲氏は、大内清子氏を、そのまま福島県立医科大学に受診させたが、すぐに入院となった。2011年11月6日には、大内清子氏は急激に衰弱し、死亡した。直接の死因は肺ガンとされているが、慣れない土地での不便な生活による精神的なストレスが、死期を早めたことは明らかである。現に、大内清子氏は、震災関連死の認定を受けている。

ウ 持病を悪化させたケース

- ① 菅野俊一・節子夫妻は、共に飯舘村で生まれ育ち、1963年に結婚した。同夫妻は葉たばこの栽培農業を生業としていた。

俊一氏は、新聞各紙をはじめ本を読むのが好きな静かな人物であった。休日も外出することなく、飯舘村の静かな環境の中で読書することを特に好んでいた。自宅に附設する8畳間の離れ屋に本棚を設置して多くの書籍に読みふけていた。

俊一氏は、1986年頃に膀胱ガンを発症して、術後も腎機能障害を患っており、事故発生当時は、健康の上では思うに任せない生活を過ごしていた。

② 俊一氏は放射能に対する知識を持っており、2011年3月12日に1号機が水素爆発したニュースを聞いた頃から、「避難した方が良いかもしれない。」と言っていた。しかし、俊一氏の体が自由にならない上、どの程度危険なのか把握できなかつたため避難を躊躇していた。

③ 夫妻が避難しなければダメだと思ったのは、3月19日の夕方、広報車がやってきて「線量が5 μ 。安全なところに避難して欲しい。」とアナウンスした時である。その後、夫妻で、福島市花園町の長女宅のアパートの1階の部屋（空き部屋）に避難した

④ 2011年3月22日頃、夫妻で帰村した。前述のとおり、俊一氏は腎機能障害を患って動くことに相当難儀していたので、自宅では電動ベッドを利用していた。しかし、当該ベッドは避難先のアパートに運び込めず、俊一氏は「自宅のベッドではない」と不眠を訴えたので、やむなく飯舘に戻ったのである。以後、2、3日毎に飯舘滞在（宿泊）と花園町滞在を繰り返す日々であった。

⑤ 2011年8月4日、夫妻で、伏黒の仮設住宅に転居した。なお、転居後も、従前通り2、3日毎に飯舘と仮設住宅を行き来する生活が続いた。

⑥ 俊一氏は、被災後の度重なる移動や、一時避難した福島市花園町のアパート（築70年）での生活に疲弊してストレスを蓄積させていった。特に、花園町のアパートは築70年の今にも倒壊しそうな物件であり、強い余震などが続く中、再び大きな地震が来て押しつぶされるのではないかと、気が気ではない様子であった。

また、農業（葉たばこ栽培）の廃業によって収入が激減し、生業の見通しが立たないまま、不安だけが募っており、その不安が俊一氏に対して、さらに過大なストレスをかけたと思量される。ペットの猫 2 匹をおいてきたことも、強いストレスであった。

- ⑦ 2011年9月28日に福島県立医大に入院すると、約1ヵ月後の11月6日に俊一氏は腎不全が理由で死去した。

エ 突然死のケース

- ① 鹿山廣志氏の母鹿山初江氏は、避難後、飯舘村の自宅で生き甲斐にしていた農作業や庭の花の手入れもできない上、周囲に集落の親しい者もない環境下で、徐々に元気をなくしていった。
- ② 昼間は農作業がないため狭い6畳の部屋で昼寝をされていて、夜は眠れないためテレビをつけっぱなしにしていることが多くなった。避難して間もなく「(飯舘村に) 帰りたい。」と頻繁に言うようになり、2週間に一度は飯舘村の自宅に廣志が連れていくと、村に戻ってきたときのために長年作ってきた味噌の整理を一生懸命していた。
- ③ そのような中、初江氏は、2011年12月16日、避難先のアパートで生活している時期に82歳で突然死した。

廣志氏と廣志の子の和廣氏は前日まで元気に生活していた初江氏を見ていたので、あまりの突然の出来事に悲しみに打ちひしがれるしかできなかった。

(2) 家族離散

飯舘村民の中には、2世代～4世代の大家族で一緒に暮らしていた者も多いが、避難に際して、そのような広い家は避難先に確保できず、また子ども優先ということもあり、高齢世代と若い世代が分離させられ、家族離散となってしまった世帯が多い。外で働きながら自宅の農業を助けて兼業する夫婦・息子と自宅で農業・家事・育児に専念している嫁など、それぞれが力を合わせて家族を維持して

きたのであったが、世帯分離を強いられ、寂しさ・孤独感だけでなく、身体的な負担も増大している。

四世代（母、夫婦、次男夫婦、孫4人の9人）で暮らしてきた庄司武実氏は、「飯館の暮らしは、自然豊かでみんな一緒だった。今はバラバラになってしまった」と述べる。まさに、多くの飯館村民の家族は、大家族の離散という苦境の最中にあり、それが3年以上も続いているのである。

学齢期の子どもたちが、避難生活の中で、父母との長期間の別居生活を強いられた例も少なくない。

大島一樹氏は、原発事故時、草野小学校4年生であり、祖母、父との3人暮らしであった。しかし、父大島剛氏は会社員としての勤務を続ける必要性があり、小学校5年生となった一樹氏は、祖母大島宥子氏と2人で2年間にわたって、千葉県のある伯母（祖母大島宥子氏の長女）宅に身を寄せた。父は、月1回、千葉県まで子どもに会いにやってくるが、父が戻ろうとすると、毎回、子は寂しがって泣いたのである。

8 自宅の荒廃とこれを目の当たりにする喪失感・ショックと絶望感

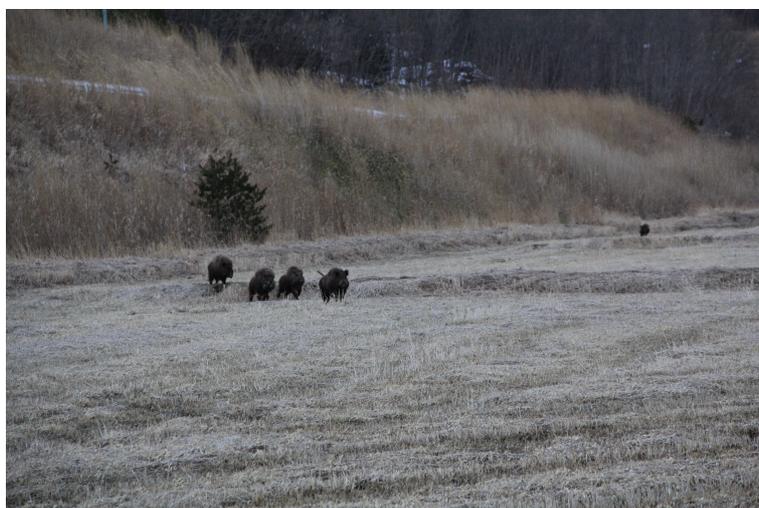
自宅を放置して避難することを強いられているため、避難者の家の多くは、朽廃・荒廃・汚損しており、とても住むに堪えないものになっている。自らの自宅の惨状を目の当たりにして、避難者は強いショック・喪失感と絶望感を受けている。

雪下ろしをしたり風を通し、さらに随時修理を行ってきた家を放置すると、屋根が壊れて雨漏りし、凍った水道管が破裂したり、湿気がこもり、柱・壁だけでなく家財道具もカビだらけとなる。それだけでなく、隙間等から進入したヘビやネズミの巣となり糞だらけになった家も多い。一例をあげれば、以下のとおりである。

ア 朝倉トシ子氏の比叢の家は、まわりは草がぼうぼうになり、家の中はかびて

いる。同氏は2014年のお盆に墓参りに行き、自宅にも寄った。道路も林になっている。家に雨が降り、布団はダメになり、ベッドも使えない。水道も使えない。家財道具は置きっぱなしだったが、全部かびてダメになってしまった。家の除染は不可能だといわれている。朝倉氏はすべて原発事故のせいだと感じている。

イ 佐藤松一氏は、日本でも有数の美しい村であった飯舘村を、元のように戻りたいとの一途な思いで、除染工事に従事している。家族の中には自宅に帰るたびに飯舘に戻りたいと言う者もいる。しかし、松一氏は、自宅に戻り、イノシシやサルに荒らされて荒廃していく自宅を見る度に、飯舘村に戻りたいという思いが薄れていくのを実感している。妻のミヤ子氏や3人の娘たちは、飯舘村に戻ることに反対である。松一氏も、娘たちが結婚しても実家に孫たちを連れて来られないようであれば、戻ってもしかたないと感じているが、今はまだ結論は出ていない。



(人の住まなくなった村内の田畑を群れて走るイノシシ。内部被ばくがひどいため、2014年11月13日現在でも肉は摂取制限となっている。もう誰も獲ろうとはしない。 撮影：長谷川健一)



(地震で傷んだ屋根を修理する間もなく避難せざるを得なくなり、大雪だとわかっていても除雪もままならない。雨漏りに気づくのも遅れる。人が住まなくなると家の傷みは早い。2014年7月15日撮影)



(締めきった家は空気がよどみ、すぐにカビ臭くなり、3年たつうちに畳はすっかり腐ってしまった。いつのまにかネズミの天下になり、布団も糞尿まみれで使える状態ではなくなった。墓参りで村に帰っても一泊する気持ちにもなれないという。家の外壁や庭の除染が済んでも、住めるようにするには相当時間とお金がかかるだろう。2014年7月15日撮影)

9 仮設住宅での生活の長期化による苦痛・心身の異常

飯舘村民は、仮設住宅・避難先借り上げ住宅での生活が3年を超え、その苦痛は村民の心身を蝕んでいる。

避難者の多くは、生まれてからずっと広い農家住宅に暮らしてきた。隣家との距離もあり、空間的・精神的なゆとりがあった。

しかし、仮設住宅は、著しく狭いのみならず、生活騒音・振動が隣家や棟全体に響き渡り、騒音・振動を出さないよう、絶えず注意を払って生活しなければならない。また、仮設住宅では、すきま風が入り、断熱が不十分であるため暑さ・寒さがひどいところも多く、仮設住宅の悪環境は、避難者の健康被害をもたらしている。

避難者は、避難先が仮設住宅であれ、借り上げ住宅であれ、長期間の先の見えない避難生活を強いられ、健康への悪影響は著しい。下痢が長時間続いた、原発事故前は正常値であった血圧が高くなってしまった、頭痛が頻繁に起こるようになった、極端に痩せてしまった、あるいは太ってしまった、という健康の悪化を訴える避難者は極めて多い。

以上の通り、狭い仮設住宅等での暮らしは避難者に強い苦痛をもたらした。これは避難者の「贅沢」といったものではない。人間にとって、自らの生活空間、人との間合い／距離感は、生まれ育った環境での長い年月の間に形成されるもので、特に高齢世代において、それを急に修正・適応することは人間として困難であり、大きなストレスと苦痛をもたらすのである。

また、避難者の多くは、自然豊かな飯舘村で日々農作業を始め身体を動かして生活して来たところ、これが突然断たれてしまい、健康状態に異常が生じている者が多い。何とか前の生活を、と避難先で細々と野菜・花の栽培を行っている者が多いのは、まさに農耕が申立人らの生活の一部、心身の一部を形成しているからである。

空間・生き甲斐・生活を奪われた苦痛に耐えられずに死亡してしまった者も多数存在し、精神に異常をきたした者も少なくない。

飯舘の自宅にいる間はすこぶる元気で、畑仕事を中心的に担っていた高齢者が、避難生活になって以降、急激に衰弱し、要介護状態となり、入退院を繰り返したり、施設入居に至ったりした例は非常に多い。

10 結論

以上の通り、飯舘村の現状は凄惨という他ない。飯舘村においては、依然として人が健康で文化的な最低限度の生活（憲法25条1項）を送ることは不能であり、また、近い将来にかかる生活が可能になる見通しもない。更に、被災者は、仮設住宅等において、飯舘村におけるゆとりのある生活からは著しく乖離した圧迫感・閉塞感のもとに置かれている。これが原発事故による避難者の実態である。

原告弁護団団長である河合弘之弁護士が監督した映画「日本と原発」のエンディングナレーションは以下の通りである。

「想像してみてください。あなたの住む町が放射能に侵されることを。目に見えない、匂いも形もないものがあなたの未来も過去さえも奪うことを。

あなたが、あなたの家に帰れなくなる。町から生活の音が聞こえなくなる。毎日あいさつしていた人たちと会えなくなる。

日本人はチェルノブイリを見ても自分たちにも起こることとは想像できませんでした。そして、福島を見ても忘れてしまいそうになっています。

この映画で感じたことを、そばにいる人たちとわかちあってください。

この映画のことを、新たな原発事故の避難所で思い出すことのないように。

あなたができることを考えてみてください。」

以上の言葉は、リアリティーを持って原発事故の悲惨さを想起するというこ

とがいかなることなのかを明確に表している。東海第二原発事故が起こってしまい、自らが避難所で過ごさざるを得なくなったらどうなるのかを考える、これが、東海第二原発が稼働された場合の原告らの生命・身体・財産・生活に対する侵害を判断する上での基点である。

以 上